

## 禁止漁具・漁法

次に掲げる漁具・漁法により水産動物を採捕してはいけません。

水産資源保護法によるもの(保護法第5,6条)

爆発物を使用する漁法

有毒物を使用する方法

愛媛県漁業調整規則によるもの(規則第38条) / 海面

発射装置を有する「もり」または「やす」

水中に電流を通じてする漁法

あぶらいか(布切等に油を浸したものを含む)を使用してする漁法

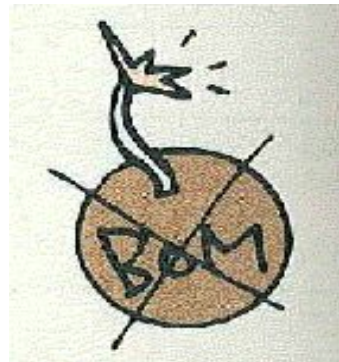
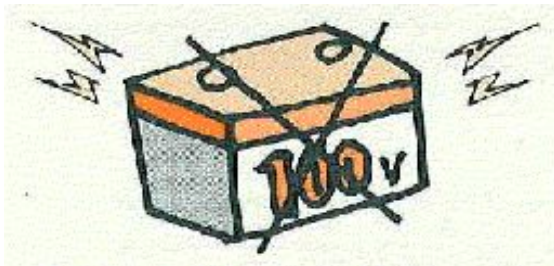
愛媛県内水面漁業調整規則によるもの(内規則第27条) / 内水面

「もり」または「やす」(発射装置を有するものに限る)

水中に電流を通じてする漁法

あゆ空掛けつり

瀬干漁法(瀬替漁法)



## 遊漁者の漁具・漁法の制限

海の場合(規則第47条)

遊漁者の方が水産動植物をとることができる漁具・漁法は次のものに限られています。また、これらの漁具・漁法で遊漁をする場合でも、漁業者に迷惑を掛けないようにしなければいけません。

竿つり及び手つり(まきえづりを除く)

たも網及びさ手網(火光その他の照明を利用するものを除く)

投網(船を使用しないものに限る)

やす(火光その他の照明を利用するものを除く)

徒手採捕